

愛知県立一宮南高等学校 生徒心得

学校が学びの場、成長の場として機能するには、規律が尊重され、生徒・教員・保護者の間にしっかりした信頼関係が築かれていることが必要です。その土台の上に、規律を尊重する態度や、社会生活に必要なマナーを身に付け、社会の一員としての自己表現を促す指導をしていきたいと考えています。

(1) 欠席・遅刻・早退

ア 生徒は 8:35 までに入室します。10 分前には登校し、落ち着いた気持ちで S T ・授業に臨みましょう。

イ 欠席・遅刻の連絡

欠席・遅刻をする場合は、当日の始業前 8:10 までに、きずなネットアプリの欠席連絡入力ページで保護者が入力・送信してください。HR 担任に直接相談がある場合は当日 8 時 10 分～20 分の間については電話対応します。また、無断欠席・遅刻は指導します。

ウ 遅刻報告シート

遅刻の生徒 (8:35 以降に登校) は、職員室で「遅刻報告シート」を記入してから入室します。「遅刻報告シート」は教室で学級担任または教科担任に提出します。

エ 遅刻指導

遅刻の多い生徒は、回数に応じて下記の指導を行います。

10回…	学年生徒指導部指導・家庭連絡
20回…	学年主任指導・家庭連絡・早朝登校3日間
30回…	生徒指導主事指導（保護者召喚）・早朝登校5日間

*理由に関係なく遅刻の回数を累積する（学年、指導部がやむを得ないと判断するものは除く）

オ 早退

早退する生徒は、学級担任またはその他の教員に許可を得て「早退許可願」を提出し、「早退許可証」を受け取ってから帰宅します。帰宅したら学級担任に到着の連絡をしてください。なお、無断早退は指導します。

カ 考査における欠席

考査を欠席する場合は、必ず「考査欠席理由書」（担任より配布）を提出してください。その際、病気などで欠席した場合は「診断書」またはそれに代わるもの（領収書、薬袋）を合わせて提出してください。

キ 忌引などによる欠席

(7) 親族の死亡などによる忌引日数は、次のとおりで、欠席扱いとはしない。

- ・ 父母の死亡 5 日以内
- ・ 祖父母および兄弟姉妹の死亡 3 日以内
- ・ 伯叔父母の死亡 1 日
- ・ 曾祖父母の死亡 1 日
- ・ 同居人の死亡については、関係者で協議し別途考慮する。
- ・ 父母の年忌 1 日

(イ) 次の場合は、公欠又は出席停止とし、欠席扱いとはしない。

- ・ 校長の許可する外部行事への参加
- ・ 校長の承認する入学・入社試験

- ・台風その他の災害により出校できない場合
- ・「法律に定められた感染症」による欠席

(注) 上記キのいずれの場合も出席できなかった教科、科目については欠課扱いとする。

(2) 服装

服装は質素にして端正を旨とし、一宮南高校生としての品位を損なうことのないよう指導しています。定期的に一斉指導を行うほか、随時指導を行います。

指定の制服を着用します。夏季・冬季どちらの制服でも着用できます。気温や体調に合わせて着用してください。また、制服の購入は直接、指定業者で採寸、注文をして購入してください。指定業者以外での購入は認められません。なお、制服は購入時のデザインのまま着用してください。

ア 制服として認められているもの（全て学校指定）

「旧制服」

学生服（詰襟）、ブレザー、スラックス、スカート、シャツ（白）、ベスト、ネクタイ

「新制服」

ブレザー、スラックス、スカート、ハーフパンツ、シャツ、ポロシャツ

ベスト、カーディガン、ネクタイ、リボン

イ 日常の服装

(ア) ボタン

- ・第1ボタンまでしめて着用する：学生服、ネクタイ・リボン着用時のシャツ、ポロシャツ
- ・第2ボタンまでしめて着用する：ネクタイ・リボン非着用時のシャツ

(イ) ネクタイ、リボン

- ・着用、非着用は任意（ポロシャツには着用しない）
- ・着用時は結び目を第1ボタン前まで

(ウ) スカート、スラックス、ハーフパンツ

- ・折り曲げ禁止
- ・改造禁止
- ・スラックスはベルトを着用する
- ・スカート丈は膝の中心を基準とする

(エ) シャツ、ポロシャツ

- ・シャツはスラックス・スカートに入れる、ポロシャツは出してもよい。
- ・シャツ、ポロシャツ内にTシャツなどを着る場合は華美でないものとする。

(オ) 新旧制服を混同した着用

- ・1、2年生は全て新制服のみとし、3年生は新旧制服を混同しての着用を認める。

(カ) 靴下、ベルト

- ・衛生面・安全面を考慮し、制服に合うものとする。
- ・スカート着用時のベルトはスカートが下がらないようにするためには認めるが、スカートを短くする為の着用は不可。

ウ 式典等の服装

- ・制服（ポロシャツ、ハーフパンツを除く）を着用し、ネクタイ、リボン、上着（学生服、ブレザー）を着用する
- ・上着、シャツともにボタンをしめる。
- ・新制服、旧制服を混同して着用しない。（ただし、旧制服のブレザー着用時には旧制服のベスト

を着用するか新制服のベスト、カーディガンを着用する)

- ・気候等により別途指示する場合がある（例：高温時のポロシャツ可、低温時の防寒具可等）。
- ・靴下は黒、紺、白などの落ち着いた色で単色が望ましい。

(3) 防寒具

ア 上着

(ア) 着用目的

- ・気候による低温、冷房による低温対策として着用を認める。

(イ) 着用できるもの

- ・無地のもので通学途中や学校生活において安全面が考慮されたもの。
- ・部活動でチームとして購入したもの（その際は無地でなくてもよい）。
- ・学校指定以外のベスト、カーディガン、セーターは防寒具として取り扱う。

(ウ) 着用方法

- ・学生服、ブレザー（新・旧）を着用したうえで防寒具を着用する（冷房対策時は別途定める）。
- ・ベスト、カーディガン、セーターは学生服、ブレザー（旧）の下にその他のものは学生服、ブレザー（新・旧）の上に着用する。

イ 手袋・マフラー・ネックウォーマー

華美なものは避ける。

ウ ひざ掛け・座布団

- (ア) ひざ掛けは、下記の「ひざ掛け使用規定」により、許可する。
- (イ) 座布団は使用を認めている。
- (ウ) 考査中は、ひざ掛け、座布団の使用はできない。

ひざ掛け使用規定

- 1 授業や廊下・特別教室における自習以外には使用しない。
- 2 考査時は使用禁止とする。
- 3 上記以外にも使用マナーに反する場合は、預かり指導を行う。

エ 帽子・耳あて

- (ア) 登下校時のニット帽子や、耳あてなどの着用は許可する。ただし華美でないものとする。
- (イ) 自転車置き場以外の校内での、帽子・耳あての着用は避ける。

オ 靴下・ストッキング・タイツ

- (ア) ストッキング、タイツの着用は認めるが、肌色または黒色の無地とする。
- (イ) レッグウォーマーは着用しても良いが、自転車置き場でとる。

(4) 頭髪

頭髪の指導は、学期に1回の一斉指導を含め、随時行っています。再指導の状況によっては、特別指導をおこないます。

ア パーマ、脱色、染色などの加工は避ける。

イ 髪を束ねる場合は、装飾のついていないゴムを使用する。リボンなどの装飾品やシュシュは避ける。

(5) 通学靴

運動靴または革靴（かかとの低い短靴で、黒色または茶色）とする。ただし、華美なものは避ける。

ア かかとを踏むような履き方をしない。

イ ブーツ（ショートブーツ、ワークブーツを含む）、クロックスなどは避ける。

(6) 通学かばん

リュック・スポーツバックなどとする。

(7) 所持品、その他

ア 学校の教育活動に必要なもの以外は（マンガ本、ゲーム機、雑誌、トランプやカードゲームなど）は持参しない。持参した場合は、その場で預かり指導とする。

イ スマートフォン・スマートウォッチなどのモバイル通話及びインターネット接続可能な機器（個人用タブレットを含む）を、教員の許可なく校内で使用することは禁止とする。（業後、指定された場所で学習目的での利用は可能）持参する場合は、電源を切って鞆の中（鞆を開けても見えない箇所）に入れておく。違反した場合は、段階的な指導（3年間累積）をおこなう。

なお、学校から配布されたタブレットについては、学習や学校生活に必要であれば、常時使用することができる。ただ、不正利用（学校生活に関係のない利用、学習目的外での利用）はスマートフォン・スマートウォッチの不正利用と同様とみなして指導する。

また、授業中での不正利用については厳しく指導する。

ウ 授業時間以外での指導内容

回数	指導内容
1回目	担任注意 +反省文
2回目	学年指導部注意 +反省文・保護者連絡
3回目	学年主任注意 +反省文・保護者連絡
4回目	学年指導部・学年主任注意+反省文・保護者連絡
5回目	生徒指導主事注意 +反省文・保護者連絡
* 指導回数のカウントは、3年間累積で行う。	

エ 化粧は一切認めない。

オ 指輪、ネックレス、ブレスレット、カラーコンタクト、ピアスなどの装飾品は学校にして来ない。身に付けていた場合、預かり指導とする。

(8) 自転車通学

ア 登録

(ア) 自転車通学を希望する場合は、「自転車通学許可願」（付表3）をステッカー代（100円）とともに担任に提出する。

(イ) 登録ステッカーは自転車の後輪反射鏡付近に貼っておく。

(ウ) 自転車を換えた場合には、再度、許可願（地図必要なし）・ステッカー代（100円）を提出する。

イ 許可条件

(ア) 登録ステッカーの貼ってある自転車である。

(イ) ブレーキ・ライト・ベル、駐輪スタンドのある自転車である。

(ウ) 確実に整備された自転車である。

(エ) 防犯登録のされた自転車である。

(オ) 自転車保険に加入、もしくは保護者の自動車保険の特約などで損害賠償が担保されている。

(カ) 指定された自転車置き場に駐輪する。

(キ) 自転車は必ず施錠して管理する。

(ク) 雨天時には必ず雨カップを着用する。

(ク) 交通ルールを遵守する。

- ・ 車道通行時は左側を通行し、スピードを出し過ぎない
- ・ 自転車通行可の歩道では、危険があれば歩道を通行できるが、その際は歩行者優先で車道寄りを徐行する
- ・ 信号を遵守する
- ・ 信号のない交差点では一時停止、安全確認をする
- ・ 並列走行の禁止
- ・ 二人乗りの禁止
- ・ ながら運転の禁止（傘差し、スマートフォン・イヤホンの使用）
- ・ 日没時の無灯火運転の禁止
- ・ ヘルメットの着用を推奨する

(9) 特別指導

次に挙げる問題行動は特別指導とする。

教師に対する指導拒否・指導無視・暴言、暴力行為、不正行為、飲酒・喫煙・無断免許取得など「四ない運動」違反、無断アルバイト、万引き、窃盗、恐喝、家出、不良交友、深夜徘徊、不純異性交遊、薬物乱用、その他法律及び生徒心得に反する行為、怠業、情報モラル違反、不良行為

ア 教師に対する指導拒否・指導無視・暴言・暴力行為

高校は義務教育と異なり、高校教育を積極的に受けようとする意欲と態度をもつ生徒だけが学ぶ場です。教師の指導を受ける姿勢が見受けられない生徒に対しては厳しく指導する。

イ 不正行為

スマートフォン・スマートウォッチなどの通信機器や考査に関係ある紙切れなどの持ち込み、机上などの落書きは不正行為と見なし、当該科目を0点とし、加えて特別指導とする。

ウ 無断免許取得など「四ない運動」違反

本校は「乗らない」「取らない」「買わない」「乗せてもらわない」という四ない運動を推進している。そのため、原付、二輪の免許取得は一切禁止する。

3年生の自動車免許取得において、就職内定者に限り、「自動車学校入校許可願」を生徒指導部に提出することにより、第2学期期末考査以降の入校を認めることがある。ただし、免許の取得は原則として卒業式以降となる。

エ 無断アルバイト

アルバイトは原則禁止とする。アルバイトには長所も短所もあるが、学業に専念することが第一の義務である生徒にとっては、得るものより失うものの方が多いからである。ただし、家庭が経済的に困っている場合、保護者同伴で面接を行い、許可する場合もある。

オ 怠業

正当な理由なく学校を欠席、遅刻、早退することは認めない。もし体調不良などで欠席、遅刻する場合は保護者を通じてきずなメールか電話で連絡する。

(10) 諸届

ア 学割交付願

「学生割引証」を必要とする場合には、「学生割引証交付願」を学校に提出する。

イ 異装届

特別な事情で本校指定以外の服装などをする場合は、「異装届」を学校に提出する。

ウ 交通事故発生報告書・変質者等による被害届

登下校時に交通事故にあったり、不審者に出会って被害を受けたりした場合は、届を学校に提出する。

(11) 自家用車での送迎

ア できるだけ送迎は控え、徒歩、自転車、公共交通機関を利用する。

イ 私有地（住宅前駐車場、店舗、医院等の駐車場）は駐停車しない。

ウ 学校前の道路は特に渋滞を引き起こし、危険性が高まるため駐停車しない。

エ ウ以外の道路についても周囲の状況を確認し、配慮する。

（例）長時間の駐停車をしない

狭い道路や交通量が多い道路を避ける

他の自動車が駐停車していた場合は他の道路で駐停車する

駐停車個所の周辺住宅から出ようとしている自動車、自転車、人の妨げにならないようにする

自転車を降ろす場合は広い道路かつ短時間で行うなど特に配慮する

オ 学校前の敷地を含む学校内には、生徒（歩行者、自転車）との接触の危険性が高いため、原則車の乗り入れをしない。体調や怪我等のやむをえない事情がある場合は事前に連絡する。（その場合でもできるだけ8時～8時35分は避ける）

(12) 校則の見直しの手続き

ア 生徒会は、校則の変更（追加、改正又は廃止）について、生徒議会の審議を経て、承認を得た後、校長に対し、校則の変更を求めることができる。

イ 校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は、校則の変更が必要と判断したときは、生徒や保護者、教員等から意見を聴取し、校務主任会、学校評議員会でその内容を議論する。

ウ 校長は、生徒や保護者、教員等からの意見や校務主任会、学校評議員会での議論、本校のスクールポリシーを踏まえ、校則の変更について決定する。

(13) スマホ・インターネット利用ガイドライン

愛知県立一宮南高等学校

スマホ・インターネット利用ガイドライン

1. 使用する時間・場所・目的を考える

ただだと無制限にスマホを見ていると、失うものがたくさんあります。寝る時間（夜 10 時から朝 6 時）は使用しない、食事中・入浴中・トイレ利用時や家族・友達とのコミュニケーションの場では使用しない、勉強中は学習に関わる動画やサイトなどを見る場合に限定するなど、自分でルールを決めて、メリハリをもった使い方をしましょう。

なお、一宮南高校は、校内では電源を切ってカバンの中へ入れておくことが原則です。授業などで使う場合は先生から指示があります。

2. すべての言動には責任が伴う

SNSなどで発言したり、写真などを投稿する場合、誰かを傷つけたり、誰かの権利を侵害することは許されません。いたずらや嫌がらせなど、安易な考えで発言や投稿をしてはいけません。

また、個人を特定できる情報は載せないようにしましょう。自分のものだけでなく、友人や周りの人の名前や学校名がわかる記述や、顔や制服、住んでいる場所などがわかる写真は投稿しないようにしましょう。

また、自転車運転中の「ながらスマホ」は道路交通法違反となり、検挙されます。もし事故を起こした場合、多額の損害賠償金が発生します。イヤホンで音楽を大音量で聴くことも禁止されています。

3. 便利なものだからこそ使いこなす

スマホ1つでいろんなことができます。便利なものだからこそ、正しく向き合って使いこなしていく必要があります。YouTubeで講義動画を見たり、学習アプリで復習したり、本番と同じ時間で過去問を解くためにタイマーを利用したり、学習時間などの記録をアプリで残したり、さまざまな場面で活用できます。依存するのではなく、賢く活用しましょう。

高校生は第1に学習です。学習に悪影響が出るような使い方は避けなければいけません。視力の低下や睡眠不足・睡眠障害、学力低下など、節度を持った使い方をしないと取り返しのつかない状況になってしまいます。

4. 困ったらすぐに相談する

トラブルや犯罪に巻き込まれたり、なにか問題が発生したときは、すぐに保護者や先生、警察などに相談しましょう。また、そういったことに巻き込まれないために、各通信会社のフィルタリング機能を利用したり、保護者の方と使用上の約束事を決めるなど、対処できるようにしておくといでしょう。